

本県における障害者差別の現状等について

1 宮城県障害者権利擁護センターの概要

設置の経緯	平成24年10月に障害者虐待防止法の施行に合わせて設置 業務を宮城県社会福祉士会に委託
業務内容	障害者虐待に関する相談対応, 関係行政機関との連絡調整, 行政機関や民間事業者等への普及啓発・研修等 障害者差別に関する相談対応, 関係行政機関との連絡調整 ※平成28年4月に障害者差別解消法の施行に合わせて追加
開所日時	月～金曜日(祝日, 年末年始除く) 午前9時～午後5時
所在地	仙台市青葉区三条町 PROP三条館(宮城県社会福祉士会内)

【参考】差別解消法とセンターについての周知状況

県民・民間事業者	県政だより, 生衛だよりへの掲載	出前講座	WEBサイト
行政機関	職員研修	市町村担当者会議	行政評価局会議

2 平成28年度の相談受付状況について

【相談件数】 12件(全て県に寄せられたもの)とごく少数にとどまる

県障害福祉課	県警察本部	県教育委員会	市町村(仙台市を除く)
8件	2件	1件	1件

※県障害福祉課以外は平成28年4月～9月分(内閣府調査), 県障害福祉課は平成28年4月～平成29年1月分

【相談内容と対応状況】

飲食店や宿泊施設で盲導犬同伴の利用を拒否された	▶ 事業者に事実確認したところ, 従業員への周知不足によるもので, 対応を改めるとのこと。
病院の予約をするときに発達障害があることを告げたが, 障害のない人と同様の対応をとられ, 予約できなかった	▶ 事業者に事実確認したところ, 忙しい時間帯で丁寧な対応ができなかったとのことで, 対応を改めるとのこと。
行政機関の窓口でうつ病であることを告げると態度が急変し, きちんと話を聞いてもらえなかった	▶ 差別的取扱い・言動(少なくともそうした意識は)なかった。職員の対応を不快に感じた点はお詫びすることで, 納得してもらった。

3 差別事案が顕在化しない理由(考察)

- 障害者権利擁護センターの認知度が低い
(=障害者権利擁護センターの機能や役割が十分に理解されていない)
- 明確に差別・虐待と思われるものでないと電話しづらい
- 障害者差別に対する意識・理解が不十分な環境の中で, 障害者当事者も声を出しづらい(あるいは自覚しづらい)
- 一般的な障害者差別・虐待についての認識が浸透していない